

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書

義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等と教育水準の堅持向上を目的として創設された制度であり、我が国の教育制度の根幹をなす非常に大切なものである。

しかしながら、国においては、三位一体改革の中で、国庫負担の割合を2分の1から3分の1に引き下げたばかりか、今後、制度全廃も含めた検討がなされる可能性があり、自主財源の乏しい地方自治体にとって大きな不安となっている。

義務教育における国と地方の役割について十分議論されないまま、改革の名の下に、このような見直しが行われると、義務教育に係る地方自治体の財政負担は増大し、将来にわたる過重負担となるばかりではなく、各地方自治体の規模・財政力によって学校運営に地域格差が生じ、ひいては教育水準の低下を招くことになりかねない。

よって、北谷町議会は、国及び関係機関に対し、下記事項について早急に実現するよう強く要請する。

記

- 1 「子どもと向き合う時間の確保」を図り、きめの細かい教育の実現のため、国の責任で30人以下学級を実施すること。
- 2 教育の自治体間格差を生じさせないために、義務教育費国庫負担制度について、国負担率を2分の1に復元することを含め制度を堅持すること。
- 3 学校施設整備費、就学援助・奨学金、学校・通学路の安全対策など、教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。
- 4 教職員の人材を確保するため、教職員給与の財源を確保・充実すること。併せて40年前と比較して増大している超過勤務の実態を踏まえた、給与措置とそのための財源確保に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2008年6月18日
沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣
文部科学大臣